

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子どものための教育・保育給付に関する事務(保育園入園)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、子どものための教育・保育給付に関する事務(保育園入園)において、特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和8年3月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務(保育園入園)
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務</p> <p>①支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②支給認定証に関する事務 ③届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ④職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務 ⑥児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務 ⑦児童福祉法第24条第4項から第6項までの措置に関する事務 ⑧児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用徴収に関する事務 ⑨マイナポータルサービスの検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務 ⑩マイナポータルのお知らせ機能により通知する事務</p>
③システムの名称	<p>①総合保健福祉システム(子ども子育て) ②番号連携サーバー(団体内統合宛名) ③中間サーバー ④サービス検索・電子申請機能</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育てシステムファイル、保育世帯台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表項番百二十七 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条 番号法第9条第1項 別表項番九 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第8条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第157条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第19条 【情報の提供】 情報提供を行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部 保育支援担当課
②所属長の役職名	保育支援担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会している。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っている。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合保健福祉システム(子ども子育て)のアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。アクセス権限の見直しも定期的に行い、業務の変更や退職等に応じて権限の付与・削除を行っている。これらの対策により、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保育課長 橋 爪 力	保育課長 田 邊 栄一	事後	組織の所属長の変更
平成28年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策経営部 広報課 行政情報グループ	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ	事後	組織名称の変更
平成28年10月4日	②事務の概要	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 ①支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②支給認定証に関する事務 ③届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ④職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 ①支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②支給認定証に関する事務 ③届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ④職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑤支給認定の取消しに関する事務 ⑥児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務 ⑦児童福祉法第24条第4項から第6項までの措置に関する事務 ⑧児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用徴収に関する事務		番号法項番8のうち保育の事務は、対象人数1,000未満のため評価の対象外だが、番号法別表一項番94の子どものための教育・保育給付に関する事務(保育園入園)に含め評価することに変更した。
平成28年10月4日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番九十四 主務省令第68条	番号法第9条第1項 別表第一項番九十四 主務省令第68条 番号法第9条第1項 別表第一項番八 主務省令第 8条		番号法項番8のうち保育の事務は、対象人数1,000未満のため評価の対象外だが、番号法別表一項番94の子どものための教育・保育給付に関する事務(保育園入園)に含め評価することに変更した。
平成28年10月4日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番116	番号法第19条第7号 別表第二項番116 番号法第19条第7号 別表第二項番 13		番号法項番8のうち保育の事務は、対象人数1,000未満のため評価の対象外だが、番号法別表一項番94の子どものための教育・保育給付に関する事務(保育園入園)に含め評価することに変更した。
平成28年10月27日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番九十四 主務省令第68条 番号法第9条第1項 別表第一項番八 主務省令第 8条	番号法第9条第1項 別表第一項番九十四 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条 番号法第9条第1項 別表第一項番八 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条		番号法及び主務省令の改正
平成28年12月27日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番116 番号法第19条第7号 別表第二項番 13	【情報の照会】 番号法第19条第7号 別表第二項番116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 番号法第19条第7号 別表第二項番 13 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3 【情報の提供】 情報提供を行わない		番号法及び主務省令の改正
平成30年7月3日	②事務の概要		⑨マイナポータルサービスの検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務 ⑩マイナポータルのお知らせ機能により通知する事務	事前	子育てワンストップサービス開始
平成30年7月3日	③システムの名称		④サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス開始
平成30年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保育課長 田 邊 栄一	保育課長	事後	評価書様式の変更による
平成30年7月3日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月3日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年1月7日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年10月1日	事後	
令和2年1月7日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年10月1日	事後	
令和2年1月7日	II ときい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年1月7日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和2年11月4日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日	2020/10/1	事後	
令和2年11月4日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日	2020/10/1	事後	
令和2年11月4日	II ときい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和2年11月4日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和3年9月17日	II ときい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/4/1	事後	
令和3年9月17日	II ときい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2020/10/1	2021/4/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報の照会】 番号法第19条第7号 別表第二項番116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の2 番号法第19条第7号 別表第二項番 13 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3	【情報の照会】 番号法第19条第8号 別表第二項番116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の2 番号法第19条第8号 別表第二項番 13 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年8月30日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	子ども家庭部 保育課	子ども家庭部 保育支援担当課	事後	令和6年4月1日付の組織改正 による
令和6年8月30日	5. 評価実施機関における担 当部署 ①所属長の役職名	保育課長	保育支援担当課長	事後	令和6年4月1日付の組織改正 による
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年8月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項番九十四 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第68条 番号法第9条第1項 別表第一項番八 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第8条	番号法第9条第1項 別表項番百二十七 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第68条 番号法第9条第1項 別表項番九 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第8条	事後	
令和6年8月30日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②条例上の根拠	【情報の照会】 番号法第19条第7号 別表第二項番116 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の2 番号法第19条第7号 別表第二項番 13 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3	【情報の照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表155の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第157条 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表17の項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第19条	事後	
令和6年8月30日	2. 特定個人情報の入手(情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	記載要領で評価基準を確認し 訂正
令和6年8月30日	3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	課題が残されている	十分である	事後	記載要領で評価基準を確認し 訂正
令和8年3月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象 人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年3月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年3月6日	IVリスク対策 8. 入手を介在 させる作業	(項目なし)	追加	事後	評価書の様式変更による
令和8年3月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度 が高いと考えられる対策	(項目なし)	追加	事後	評価書の様式変更による